

別記様式（第5条関係）

議事録

会議の名称	令和7年度第7回登米市農業委員会総会																																																							
開催日時	令和7年10月27日(月) 午後1時30分 開会 午後3時46分閉会																																																							
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																							
議長の氏名	会長 高橋 清範																																																							
	<p>【農業委員】</p> <table> <tbody> <tr><td>1番 小野寺 義幸</td><td>2番 鈴木 泰子</td><td>3番 田島 幹雄</td></tr> <tr><td>4番 三塚 芳毅</td><td>5番 五十嵐 幸喜</td><td>6番 柴崎 専一</td></tr> <tr><td>7番 佐藤 久順</td><td>8番 浅野 和宏</td><td>9番 岩淵 勉</td></tr> <tr><td>10番 岩崎 とみ子</td><td>11番 阿部 静男</td><td>12番 千葉 昭広</td></tr> <tr><td>13番 小野寺 鉄子</td><td>14番 阿部 晃徳</td><td>15番 加美山 太龍</td></tr> <tr><td>16番 高橋 健之</td><td>17番 鈴木 巖</td><td>18番 芳村 忠市</td></tr> <tr><td>19番 芳賀 秀二</td><td>20番 櫻井 利光</td><td>21番 佐藤 瑛彦</td></tr> <tr><td>22番 鹿野 昭子</td><td>23番 門馬 一郎</td><td>24番 高橋 清範</td></tr> </tbody> </table> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <table> <tbody> <tr><td>1番 門脇 昭雄</td><td>2番 及川 祐宏</td><td>3番 欠員</td></tr> <tr><td>4番 千葉 久三男</td><td>5番 東 敬三</td><td>6番 芳賀 定一</td></tr> <tr><td>7番 高橋 弥寿仁</td><td>8番 白石 久喜</td><td>9番 佐々木 馬正志</td></tr> <tr><td>10番 及川 勇人</td><td>11番 青山 信一</td><td>12番 千葉 利行</td></tr> <tr><td>13番 佐藤 啓</td><td>14番 千葉 孝二</td><td>15番 佐々木 よしろう</td></tr> <tr><td>16番 千葉 博直</td><td>17番 佐々木 尚</td><td>18番 小野寺 けんじ</td></tr> <tr><td>19番 小出 隆則</td><td>20番 豊澤 啓司</td><td>21番 佐々木 行雄</td></tr> <tr><td>22番 佐藤 晃</td><td>23番 鈴木 一義</td><td>24番 小林 弘幸</td></tr> <tr><td>25番 石堂 貴博</td><td>26番 佐藤 進</td><td>27番 土生 こ浩也</td></tr> <tr><td>28番 亀井 達夫</td><td>29番 近藤 充</td><td>30番 白鳥 こう剛</td></tr> </tbody> </table> <p>(　　)は欠席委員、(　　)は遅参委員、(　　)は早退委員)</p>		1番 小野寺 義幸	2番 鈴木 泰子	3番 田島 幹雄	4番 三塚 芳毅	5番 五十嵐 幸喜	6番 柴崎 専一	7番 佐藤 久順	8番 浅野 和宏	9番 岩淵 勉	10番 岩崎 とみ子	11番 阿部 静男	12番 千葉 昭広	13番 小野寺 鉄子	14番 阿部 晃徳	15番 加美山 太龍	16番 高橋 健之	17番 鈴木 巖	18番 芳村 忠市	19番 芳賀 秀二	20番 櫻井 利光	21番 佐藤 瑛彦	22番 鹿野 昭子	23番 門馬 一郎	24番 高橋 清範	1番 門脇 昭雄	2番 及川 祐宏	3番 欠員	4番 千葉 久三男	5番 東 敬三	6番 芳賀 定一	7番 高橋 弥寿仁	8番 白石 久喜	9番 佐々木 馬正志	10番 及川 勇人	11番 青山 信一	12番 千葉 利行	13番 佐藤 啓	14番 千葉 孝二	15番 佐々木 よしろう	16番 千葉 博直	17番 佐々木 尚	18番 小野寺 けんじ	19番 小出 隆則	20番 豊澤 啓司	21番 佐々木 行雄	22番 佐藤 晃	23番 鈴木 一義	24番 小林 弘幸	25番 石堂 貴博	26番 佐藤 進	27番 土生 こ浩也	28番 亀井 達夫	29番 近藤 充	30番 白鳥 こう剛
1番 小野寺 義幸	2番 鈴木 泰子	3番 田島 幹雄																																																						
4番 三塚 芳毅	5番 五十嵐 幸喜	6番 柴崎 専一																																																						
7番 佐藤 久順	8番 浅野 和宏	9番 岩淵 勉																																																						
10番 岩崎 とみ子	11番 阿部 静男	12番 千葉 昭広																																																						
13番 小野寺 鉄子	14番 阿部 晃徳	15番 加美山 太龍																																																						
16番 高橋 健之	17番 鈴木 巖	18番 芳村 忠市																																																						
19番 芳賀 秀二	20番 櫻井 利光	21番 佐藤 瑛彦																																																						
22番 鹿野 昭子	23番 門馬 一郎	24番 高橋 清範																																																						
1番 門脇 昭雄	2番 及川 祐宏	3番 欠員																																																						
4番 千葉 久三男	5番 東 敬三	6番 芳賀 定一																																																						
7番 高橋 弥寿仁	8番 白石 久喜	9番 佐々木 馬正志																																																						
10番 及川 勇人	11番 青山 信一	12番 千葉 利行																																																						
13番 佐藤 啓	14番 千葉 孝二	15番 佐々木 よしろう																																																						
16番 千葉 博直	17番 佐々木 尚	18番 小野寺 けんじ																																																						
19番 小出 隆則	20番 豊澤 啓司	21番 佐々木 行雄																																																						
22番 佐藤 晃	23番 鈴木 一義	24番 小林 弘幸																																																						
25番 石堂 貴博	26番 佐藤 進	27番 土生 こ浩也																																																						
28番 亀井 達夫	29番 近藤 充	30番 白鳥 こう剛																																																						
事務局職員 職 氏 名	産業経済部産業総務課 田村課長補佐、千葉係長、佐藤主事 農業委員会事務局 小野寺事務局長、佐藤事務局次長、菊地局長補佐、真山主幹、白石主事、飯塚主事 書記：園田係長																																																							

議題	<p>議案第 49 号 登米市地域計画の変更に関する意見の決定について 議案第 50 号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について 報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 報告第 22 号 使用貸借権の合意解約について 報告第 23 号 農地の現状変更届出について 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定について 議案第 46 号 非農地証明願について 議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定について 議案第 48 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第 51 号 登米市農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第 52 号 登米市農地利用最適化推進委員の辞任について</p>
会議結果	<p>議案第 49 号 議案書のとおり可として意見決定した。 議案第 50 号 議案書のとおり可として意見決定した。 報告第 21 号 議案書のとおり報告した。 報告第 22 号 議案書のとおり報告した。 報告第 23 号 議案書のとおり報告した。 議案第 44 号 議案書のとおり決定した。 議案第 45 号 議案書のとおり可として意見決定した。 議案第 46 号 議案書のとおり決定した。 議案第 47 号 議案書のとおり決定した。 議案第 48 号 議案書のとおり決定した。 議案第 51 号 議案書のとおり決定した。 議案第 52 号 議案書のとおり決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・議案説明資料 ・諸般の報告 ・農地法第 3 条調査書
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 7 番佐藤久順委員、議席番号 11 番阿部静男委員を指名します。</p>
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。

	<p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 4、議案第 49 号登米市地域計画の変更に関する意見の決定について、さらに日程第 5、議案第 50 号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について、を一括議題といたします。 事務局及び産業経済部から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局及び産業経済部説明》</p> <p>説明が終わりました。 ここで現地調査委員から、調査結果の報告を求めます。</p>
20 番委員	<p>令和 7 年 10 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 1 区現地調査の結果を報告します。</p> <p>進行番号 1 番、2 番及び 5 番の除外は、農用地区域外に代替地も無く、周辺農地の支障、集団性の確保、土地利用の混在、農用地の集積、保全、被害防除に支障が無いと認められ、除外は妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号 2 番、5 番は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われます。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和 7 年 10 月 27 日</p> <p>現地調査委員</p> <p>19 番 芳賀 秀二 委員 21 番 佐藤 瑛彦 委員 20 番 櫻井 利光 委員</p>
22 番委員	<p>令和 7 年 10 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 2 区現地調査の結果を報告します。</p> <p>進行番号 1 番、3 番及び 4 番の除外は、農用地区域外に代替地も無く、周辺農地の支障、集団性の確保、土地利用の混在、農用地の集積、保全、被害</p>

防除に支障が無いと認められ、除外は妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号4番は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われます。

進行番号6番の編入は、周辺農用地の集団性の確保担い手等への農用地の利用集積に必要な農地であり、編入は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和7年10月27日

現地調査委員

11番 阿部 静男 委員

1番 小野寺 義幸 委員

22番 鹿野 昭子 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第49号、議案第50号について一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第49号、登米市地域計画の変更に関する意見の決定については、異議なしと決定し、市長に提出いたします。

次に議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案はすべて可としますが、進行番号2番、4番、5番は既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導願いたい旨付すことにいたします。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従いまして議案第50号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定については、異議なしと決定し、市長に提出いたします。

ここで職員の入れ替えのため、暫時休憩します。

議長

次に、日程第6、報告第21号農地法第18条第6項の規定による届出について、から日程第8、報告第23号農地の現状変更届出について、を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで報告第21号から報告第23号までを終わります。

議長

次に、日程第9、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本案件は進行番号17番、19番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当いたします。したがいまして、審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって本議案の審議は分離することに決定いたしました。

初めに、委員の案件、進行番号17番、19番についての審議に入ります。

本案件は、5番五十嵐幸喜委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

それでは事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

《支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第44号の進行番号17番、19番を採決します。

お諮りします。

本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての進行番号 17 番、19 番は、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 9、議案第 44 号の委員以外の案件について、を議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

《いざれも支障なしの声》

いざれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第 44 号の委員以外の案件について、を採決します。
お諮りします。

本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての委員以外の案件は、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 10、議案第 45 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第1区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

20番委員

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番から5番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。例外的に許可することができる一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については別紙、議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に駐車場及び資材置き場を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。例外的に許可することができる一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番、8番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和7年10月27日

現地調査委員

19番 芳賀 秀二 委員

21番 佐藤 瑛彦 委員
20番 櫻井 利光 委員

議長

次に第2区の報告を登壇してお願いいたします。

22番委員

農地法第5条の進行番号9番、10番、14番については別紙、議案説明資料16ページから21ページ、31ページから33ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる。既存施設の2分の1以下の面積が拡張されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号12番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に、賃貸住宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり転用における周囲の影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号13番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に農業用資材置き場、通路、駐車場整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和7年10月27日

現地調査委員

11番 阿部 静男 委員
1番 小野寺 義幸 委員
22番 鹿野 昭子 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第45号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番委員

3番、4番、5番の営農型太陽光発電施設の関係かなり大きなメガソーラーみたいな大きな営農型の施設のようですが、どんな作物がなっているかここに記載されていないんですけれども、その辺はどんな作物を栽培する

	のような計画になっているんでしょうか。
事務局	きくらげとコケの栽培になっております。
4番委員	きくらげはわかるんですけど、コケはどんな風な流通とかどういう風な販売を考えているんでしょうか。
事務局	ここにつきましては、山形に本社があります、株式会社でありまして、内容につきましては、緑化資材や屋上や壁面の緑化とコケを壁に吹きつけたり、あとコケの庭園などの施工をしている会社であります。
4番委員	コケは私たちもちょっと理解の出来ない。どういうふうに栽培するのかなと思ったんですけれども。どう、どういうふうな説明ありましたかねその辺を。
事務局	當農型太陽光ということで、パネルの下にその栽培棚などで栽培しているという形です。
事務局	補足させていただきます。現地調査では、太陽光の下にビニールを張って湿気がこもるような形にしてコケを栽培しているところを確認しております。
23番委員	進行番号11番について、地域のことは私もある程度把握して推進委員の方でも注意するようにということでは、前には指示は私の方でも出してました。今回こういうふうになった一番はこの持ち主の方がきちんとしてれば何のこういう事案が出ないはずなんで、一度これ戻してもらって、それできちんとした管理をした上で、再度提出するという方向だと我々も納得しますし、皆さんも多分納得すると思いますけども、1回取り下げていただいて草なり何なりをちゃんと刈ってきちんと整備していただくっていうね。
11番委員	進行番号11番の案件につきましては、私たち、現地調査員がですね、当時調査いたしまして、これは一応農地法上の許可・転用には問題ないんじゃないかなということで3名意見が一致いたしまして許可したっていうか委員会に報告したものですから。それを尊重して判断していただきたいと思います。
議長	今、委員さんからもお話ありました。それから、佐藤委員さんからもありました。確かに佐藤委員さんおっしゃることもわかります。佐藤委員さんの報告、考え方、お話を含めて、それから現地調査委員さんの考え方も含めた中で、農業委員さん方の判断にゆだねたいと思いますので、よろしいですか。これを案件とおり採決しますが、ご異議ないですか。佐藤委員さんどうもすみませんね。ちょっと、納得いかないようなあれですけれども、さら

に私から事務局にお願いなんですが、今ね、事務局もいろいろな経緯も含めて、これから慎重に慎重に調べて、受け付けるというふうなことを、私からもお願いしますね。それであとなければこれでよろしいですか。ありがとうございます。

そのほか質疑ありませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 45 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長 次に日程第 11、議案第 46 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長 《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 46 号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号非農地証明願については、原案のとおり決定いたしま

議長

した。

次に、日程第 12、議案第 47 号農用地利用集積等推進計画に関する意見の決定について、を議題といたします。

本案件は、所有権移転の進行番号 4 番が、委員の案件ですので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。

従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。よって本議案の審議は分離することに決定いたしました。

初めに、委員の案件、進行番号 4 番についての審議に入ります。本案件は 20 番櫻井利光委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 47 号の委員の案件進行番号 4 番について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 47 号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定についての進行番号 4 番は、原案のとおり決定することにいたしました。

20 番櫻井利光委員の入場を許可します。

《委員入場》

議長

次に、議案第 47 号の委員以外の案件についての審議に入ります。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

4 番委員

運営会議のときにもお聞きしたんですけれども、中間管理機構の予算がなくなったので、今後売買については、3条を通してみると、そういうふうな事務局の回答がございました。今般、ここに載っている9件につきましては、ここまで中間管理機構の予算があったということでしょうか。

事務局

今回の申請につきましては、中間管理の方の予算があった際に、その申請していただいたもので今回の申請を上げさせております。またその予算がなくなった以降については、受け付けはしていないので、あと今後まだ総会の案件に上がることはまだないような状況になっています。

4 番委員

再度確認しますけれども。今後については全部3条の案件になってくるということで確認してよろしいんですね。

事務局

ご承知のとおり予算なくなった状態ですので、制度的にバランスが悪い状況になっています。申請いただいた方全部というのは、確かに見た目はそうなってくるんですけども、待てるかどうかかも含めて、相談をさせていただきながら進めていきます。その上で、待てない方についてはどうしてもすべて3条という方向になってしまいます。今、早めに情報をいただきながら進めなければならないと思っているので、公社の方にも、情報提供をいただきながら、また、機会を持っていただけるような話もございますので、皆様、それから運営会議の方の皆様とも状況を都度、情報交換させていただきながら、さらに、公社自身も考え方を改めてもらえるような取り組みを進めていきたいと思います。また、先日公社の方にも連絡しましたところ、売買につきましては、予算はきっちり要望していきたいと、ということで仰ってましたので、同じ金額にならないように要望はしているそうです。ただ国との折り合いがまだ決まっていないのですから、公社としても倍増になりますとか、そういうことは言えないという状況でございました。ただ、受け付けに関しては、4月からじゃなくともう少し早めてもいいかなというお話をしていたので、その4月に向けた受け付けというのもこれから相談のところでございますので、決まり次第皆様に連絡をさせていただきたいと思います。以上でございます。

4番委員	そのことに関しては、私たちも多分、私もこの間、事務局に問い合わせるまで知らなかつたことでございますし、皆さんも多分、今日初めてこの話を聞いて、初めて聞いた話じゃないかと思います。だから、このことについては多分農の広報であるとか或いは市の広報とか、あらゆる機会を通して、予算がなくなってしまったのでとにかく3条でお願いしますということで、徹底していかないと、結局農業委員さん方、私たち怒られるような形になりますので、その辺は3条を例えば利用すると税金のあれもうなくなりますし、あとは経費もかかりますよということも含めてですねきちんと広報していかないと、農業委員さんたちあんたたち何してるのって怒られるような状況になりますので、その辺の広報は徹底してやっていただきたいと思います。
事務局	広報もそうですけれども、皆様方へのお知らせが不足してたと反省しております。今後早めに情報提供をしていきたいと思います。
議長	そのほかに質疑ありませんか
	《質疑なしの声確認》
	ないようですのでこれで質疑を終わります。 これより議案第47号の委員以外の案件について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
	異議なしと認めます。 よって議案第47号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定についての委員以外の案件は、原案のとおり決定することにいたしました。
議長	次に、日程第13、議案第48号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
	《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 48 号について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第 48 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり非農地として決定することにいたしました。

議長 次に、日程第 14、議案第 51 号登米市農地利用最適化推進委員の委嘱について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 51 号について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第 51 号登米市農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定することにいたしました。

議長 次に、日程第 15、議案第 52 号登米市農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 52 号について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第 52 号、登米市農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり決定することにいたしました。

議長 以上で、総会日程は終了しました。
令和 7 年度第 7 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 7 年 10 月 27 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 23 番 門馬 一郎

議事録署名人 2 番 鈴木 泰子